

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく  
施策のフォローアップ調査票

令和2年6月26日

農林水産業・地域の活力創造本部



# 目次

- シート No. 1 …… 1
  - 1①農林水産物・食品の輸出促進
  - 6④戦略的輸出体制の整備
  - 8①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
  
- シート No. 2 …… 3
  - 1②国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
  
- シート No. 3 …… 5
  - 1③国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
  - 6⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入
  - 8⑪CSF・ASFなど家畜疾病対策の強化
  
- シート No. 4 …… 7
  - 2①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
  
- シート No. 5 …… 9
  - 2②スマート農業の推進
  - 8⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進
  
- シート No. 6 …… 11
  - 2③新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
  
- シート No. 7 …… 12
  - 2④農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
  
- シート No. 8 …… 13
  - 2⑤食品ロス削減の推進
  
- シート No. 9 …… 14
  - 2⑥企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
  - 6⑥チェックオフ導入の検討
  - 6⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
  - 6⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
  - 6⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
  - 8②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
  
- シート No. 10 …… 16
  - 3①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
  
- シート No. 11 …… 17
  - 3②多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
  - 6③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
  - 8⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進
  
- シート No. 12 …… 19
  - 3③女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）

- シート No. 13 ……20
  - 3④高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
  - 6⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
- シート No. 14 ……22
  - 6①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
  - 3⑤経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
- シート No. 15 ……24
  - 4経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
  - 6⑩飼料用米を推進するための取組
  - 8④水田農業における高収益作物等への転換
- シート No. 16 ……26
  - 5農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
- シート No. 17 ……28
  - 6②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
  - 8⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化
- シート No. 18 ……30
  - 6⑦収入保険制度の導入
  - 8⑩激甚化する自然災害への対応の強化
- シート No. 19 ……32
  - 7①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
  - 6⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
  - 8⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化
- シート No. 20 ……34
  - 7②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
- シート No. 21 ……35
  - 7③優良事例の横展開・ネットワーク化
- シート No. 22 ……36
  - 7④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
- シート No. 23 ……37
  - 7⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
- シート No. 24 ……38
  - 7⑥持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
- シート No. 25 ……39
  - 7⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進
- シート No. 26 ……40
  - 8③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化

- シート No. 27 ……41  
8⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化
- シート No. 28 ……42  
9①新たな森林管理システムの構築と木材生産流通構造改革等
- シート No. 29 ……44  
9②CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- シート No. 30 ……46  
9③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出
- シート No. 31 ……47  
9④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
- シート No. 32 ……48  
10①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- シート No. 33 ……49  
10②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- シート No. 34 ……50  
10③浜と食卓の結びつきの強化
- シート No. 35 ……51  
10④水産政策改革の更なる推進
- シート No. 36 ……53  
11①復興交付金等を活用した施策の推進
- シート No. 37 ……54  
11②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- シート No. 38 ……55  
11③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
- （参考）農業所得、農村地域の関連所得の推移 ……56

【シート No. 1】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>1 ①農林水産物・食品の輸出促進 6 ④戦略的輸出体制の整備 8 ①輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大</p>
<p>関連する目標</p>	<p>2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>7,451億円(H27)→9,121億円(R元) (※目標:5兆円(R12))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)において、各登録者がビジネスパートナーを見つけ商談への橋渡しとなるようにコミュニティサイトの充実を図るとともに、「GFP超会議」等を全国5都市で開催するなどマッチングの強化を実施。</li> <li>・日本産酒類について、展示会出展支援、海外バイヤー等の招へい等の販路開拓支援や国際的プロモーションを実施するとともに、「日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会」において、今後の政府の施策をとりまとめ。</li> </ul> <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「港湾における農水産物輸出促進基盤整備事業」により、令和2年3月に石狩湾新港において電源供給設備、令和2年4月に苫小牧港に屋根付き岸壁を供用開始。</li> <li>・令和元年度に、清水港で高規格リーファーコンテナを用いて、海外へ農作物を輸送する実証事業を実施。</li> </ul> <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故に伴う輸入規制については、令和元年度中には、コンゴ(民)・ブルネイ・フィリピンが規制を撤廃、UAE・マカオ・EU及びEFTA加盟国・シンガポール・インドネシアが規制を緩和。</li> <li>・令和元年度中に相手国・地域の規制等39件に対応済み。・EU向け家きん肉並びにマカオ向け家きん肉、殻付き卵及び牛肉内臓の輸出解禁、タイ向け豚肉の輸出解禁、シンガポール向け家きん肉、卵製品の輸出解禁、ベトナム向けりんごの袋かけに代わる検疫措置の設定及び米国向けうんしゅうみかんの臭化メチルクン蒸の廃止など、令和元年度中に7か国13件の解禁・緩和を実現。</li> <li>・台湾が清酒に係る関税引下げ(令和元年7月より適用)。</li> <li>・日米貿易協定において、米国が、①ワイン・蒸留酒の容量規制の改正、②日本産酒類の地理的表示の保護に向けた手続を進めること、③酒類の販売に必要なラベル承認のための手続の簡素化、④日本の焼酎の取扱いについてのレビューを約束(令和2年1月発効)。</li> <li>・EU向けホタテの生産海域を、令和元年度中に2海域を追加指定。</li> <li>・米国・EU向け牛肉処理施設のHACCP認定施設を、令和元年度に延べ7件認定。・「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(輸出促進法)」が令和2年4月1日に施行され、輸出先国・地域の規制対応に関する調整、交渉・国内対応を一元的に実施するための司令塔組織(農林水産物・食品輸出本部)が始動。</li> <li>・農林水産物輸出インフラ整備プログラムを踏まえ、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。平成28～令和元年度補正予算を活用し、これまでに、29か所が稼働、10施設が一部稼働(令和2年4月末時点)。</li> <li>・日本発の食品安全管理規格(JFS)のうち、国際的に通用するJ</li> </ul>

【シート No. 1】

	<p>F S - C規格・認証プログラムについて、腐敗しやすい動物性製品の加工（サブセクターE I）並びに腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）（サブセクターEⅢ）が令和2年3月にG F S I（世界食品安全イニシアチブ）承認を取得。</p>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、日本食品海外プロモーションセンター（J F O O D O）において戦略的プロモーションを実施。</li> <li>・J E T R Oが海外の主要E Cサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の農林水産物・食品等を販売支援する取組について、これまでのアジアに加えて米国や欧州等にも拡大して実施。</li> <li>・G F P登録者に対して、輸出に関する情報提供、訪問診断、登録者間の交流会、ビジネスマッチング（商談会）等を進めるとともに、輸出に繋がる事業者に対するフォローアップ等の強化、登録事業者の輸出成功事例の紹介等に取り組み、G F Pへの参画を促進。</li> <li>・引き続き、海外ニーズや規制に対応した生産、加工体制の整備、コメの価格競争力強化、高付加価値生産の推進等により「グローバル産地」を形成。</li> <li>・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定。</li> <li>・植物検疫や病害虫防除等の専門家による産地への技術的支援により、産地における輸出先国の規制に応じた防除体系や栽培方法を確立。</li> <li>・日本産酒類について、引き続き販路開拓支援等に取り組むほか、新たに輸出商社・卸と酒類製造者のマッチング支援や、ブランド化や酒蔵ツーリズムの推進に向けたモデル事例の構築を支援。</li> </ul> <p><b>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・混載輸送を可能とする海上コンテナや、農産品の鮮度保持期間を長期化するための過冷却技術等の開発に向けた研究を実施。</li> <li>・グローバル産地が港湾と連携しコールドチェーンの確保・高度化。</li> </ul> <p><b>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、輸出先国・地域の食品安全等の規制に迅速に対応するため、関係省庁が連携し、規制に対する国内における対応を進めるとともに、輸出先国・地域の政府機関との協議を実施。</li> <li>・引き続き、R C E P等のF T A・E P A交渉において、日本産酒類に係る関税撤廃等に関する協議を実施。</li> <li>・令和2年4月に運用を開始した各種輸出証明書の申請及び交付をワンストップで行えるシステムについて、受付可能な輸出証明書の種類を令和3年度までに全ての輸出証明書に拡大。</li> <li>・J F Sの海外における認証のモデル的取得を支援するとともに、G F S Iが求める基準の改定に伴うJ F S - Cの改定を支援。A S E A N事務局を通じ、O D A事業による海外での人材育成を支援。</li> <li>・引き続き、国際水準G A P普及推進交付金等により、指導員等の国際水準G A Pの指導活動の推進、団体認証取得を通じた産地リスク低減等の取組の支援を実施。</li> <li>・我が国発のG A P認証の国際規格化について、A S I A G A Pが、アジアで主流の仕組みとなるようA S E A N事務局に派遣した調整員による日本発G A P認証の認知度向上の取組を継続。民間団体によるA S E A N諸国で開催する日本産認証取得農産物の輸出のための商談会等の取組の支援を継続して実施。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省</p>

【シート No. 2】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>1 ②国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○学校給食での国産農林水産物の使用割合を 2020 年度までに 80%に向上 ○今後 10 年間で加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012 年度実績) → 76.0% (2018 年度実績) ○加工・業務用野菜の出荷量 98 万 t (2018 年) (目標: 145 万 t (2030 年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等施設給食をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成派遣を支援。</li> <li>・民間事業者・団体 (11,157 社・団体 (令和 2 年 3 月末)) や、消費者、国が一体となって、国産農林水産物の利用促進や魅力を発信するフード・アクション・ニッポン等の取組を推進。</li> <li>・東京丸の内周辺で、生産者と消費者が直接触れ合い、各地域の農産物等を購入することができるジャパンハーヴェスト 2019 丸の内農園を開催し、12 万人以上が来場 (令和元年 11 月開催)。</li> <li>・令和元年度食育推進評価専門委員会において第 4 次食育推進基本計画作成に向けての主な論点 (案) について審議し、令和 2 年 3 月 25 日に公表。</li> <li>・平成 29 年度から令和元年度まで、「知」の集積と活用場による革新的技術創造促進事業により、日本食と健康の関係にかかる研究開発を実施。</li> <li>・有機農業の推進に関する法律に基づき「有機農業の推進に関する基本的な方針」を改定・公表 (令和 2 年 4 月)</li> <li>・有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるため、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ (令和元年 8 月)</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、和食文化を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子育て世代や子供たちに対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成を実施。</li> <li>・シェフやレストラン経営者等の食関連事業者等を対象として、トップセールスや大型イベント等と連携した日本食の海外発信等を推進。</li> <li>・クールジャパンや外務省等の関係省庁等と連携して日本産品の魅力を海外に発信。</li> <li>・「日本料理の調理技能認定制度」 (令和元年度までの実績 1,375 人) や、「日本産食材サポーター店認定制度」 (令和元年度までの実績 4,776 店) を引き続き推進。</li> <li>・引き続き、海外の日本食レストラン等に対するアドバイスをを行う日本料理関係者等を「日本食普及の親善大使」として任命し、日本食普及イベントで活躍いただき、日本食・食文化の魅力の海外発信を推進。</li> <li>・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会も活用しつ</li> </ul>



【シート No. 2】

	<p>つ、外務省等関係省庁等と連携して日本食・食文化の魅力を海外に発信。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農林水産物の学校等施設給食への安定供給システムを構築するなど、地産地消の取組を更に推進。</li> <li>・国産農林水産物の利用促進や魅力を消費者等に発信するフード・アクション・ニッポン等の取組等を通じて国産農林水産物の消費拡大を推進。</li> <li>・首都圏で、生産者と消費者が直接触れ合い、各地域の農産物等を購入することができるイベントを開催。</li> <li>・引き続き、第3次食育推進基本計画（平成28年3月）に基づき、地域の関係者が取り組む共食の場や農林漁業体験機会の提供などの食育活動等を推進。第4次食育推進基本計画作成に向けて、食育推進評価専門委員会等における審議を経て、令和2年度中に作成を予定。</li> <li>・引き続き、平成29年に改訂した学習指導要領に基づき、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。</li> <li>・引き続き、家庭や地域の生産者等と連携して学校における食育を推進するモデル事業として「学校給食・食育総合推進事業」を実施。</li> <li>・引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大の取組を推進。</li> <li>・引き続き、「「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、SIP第2期「健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立」において研究開発を推進するとともに、農林水産物の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。</li> <li>・引き続き、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業により薬用作物の産地化や既存産地の生産拡大に向けた生産体制の強化や需要創出の取組、生産者と実需者との情報共有を推進。</li> <li>・需要が拡大する加工・業務用野菜について、生産体制の強化を図るため、水田を活用した加工・業務用野菜の産地化、複数産地の連携等による周年供給体制の構築等を推進。</li> <li>・環境保全型農業直接支払及び有機農産物安定供給体制構築事業について引き続き実施するとともに、有機農業指導員の育成、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起等により有機農業の拡大を着実に推進。</li> <li>・引き続き、国際認証取得等支援事業（令和元年度補正予算）により、農業者等が有機JAS認証を取得するために必要な取組を支援。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、文部科学省、厚生労働省

【シート No. 3】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>1③国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保 6⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入 8⑪CSF・ASFなど家畜疾病対策の強化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>-</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>-</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜水産物や食品中のカドミウム、かび毒、アクリルアミド、食中毒菌等の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及し、その効果を検証。令和元年度は、業界団体の「かつおぶし・削りぶしの製造における多環芳香族炭化水素類（PAH）の低減ガイドライン」の改定を支援</li> <li>・国内の食品の基準や我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準等の策定にも貢献。令和元年度は、精製油脂等中の3-MCPD脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類の低減のための国際的な実施規範策定に貢献。・①飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充、②野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け、③家畜防疫官の権限等の強化等の内容とする家畜伝染病予防法改正法が成立（令和2年7月施行予定、なお、①及び②の一部については令和3年4月施行予定）</li> <li>・捕獲強化・検査の支援（消費・安全対策交付金事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業）、経口ワクチン散布によるワクチンベルトの構築（農畜産業振興事業）、捕獲等に関する防疫措置の手引きの作成など野生動物対策を実施</li> <li>・令和元年10月以降、農林水産省が予防的ワクチン接種推奨地域を指定し、当該都府県が策定した予防的ワクチン接種プログラムに基づきワクチン接種を開始（令和2年5月現在24都府県を指定。）</li> <li>・検疫探知犬の増頭、畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化など水際対策を強化</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害化学物質・微生物について、農畜水産物や食品中の汚染実態の調査等により得られた科学的知見等を基に、食品安全に関する国内外の基準等の策定に積極的に貢献する。</li> <li>・薬剤耐性対策については、国家行動計画を踏まえ、抗菌剤の代替となるワクチン等の実用化促進、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物におけるモニタリング調査等の結果に基づきリスク管理措置を検討するための専門家による検討会を開催し、薬剤耐性対策を推進。さらに、今期の国家行動計画（令和2年度まで）の実施状況を確認・評価し、当該検討会を活用し次期国家行動計画に盛り込むべき事項を検討する。</li> <li>・農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法（令和2年4月施行予定）に基づき農薬使用者や蜜蜂、生活環境動植物に対する評価を充実。</li> <li>・改正農薬取締法に基づき、全ての登録された農薬について、令和3年度から順次評価を行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。</li> <li>・令和2年度は、家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭等による検査体制の強化を図るとともに、動植物検疫について、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫や携帯品の病原体・害虫付着状況のモニタリングを実施。</li> </ul>

【シート No. 3】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内植物防疫については、ジャガイモシロシストセンチュウ、ツマジロクサヨトウ等の防除を推進するとともに、ICT等の新たな技術を活用した迅速・精緻な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。</li> <li>・アフリカ豚熱（ASF）ワクチンの研究等、引き続き、家畜疾病の国内侵入とまん延防止のための管理・防除技術の開発を推進。</li> <li>・引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を実施。</li> <li>・引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、課徴金制度の運用も含め、同法に基づき、厳正に対処。</li> <li>・食品表示に係る不適正表示に対して、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、関連法令に基づき厳正に執行。</li> <li>・HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応し、手引書を用いた取組のモデル的な実証やHACCPの知識を普及する研修会の開催等を支援。</li> <li>・「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」に即し、科学的に合理性があることを前提に、早期の解禁等に向けた動植物検疫協議を戦略的に実施。</li> <li>・植物検疫については、協議を迅速化するため、産地で取り組みやすく相手国にとっても受け入れやすい汎用性の高い植物検疫措置の確立・実証を引き続き実施。</li> <li>・我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準を確立するため、相手国が侵入を警戒する病害虫の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際機関と連携の下、本技術の国際基準化を引き続き推進。</li> <li>・全ての加工食品への原料原産地表示の導入について、新制度の普及啓発資料の作成・配布をはじめとして、全国説明会の開催、政府広報の実施など、引き続き積極的に制度について消費者や事業者等への普及啓発を実施。</li> <li>・引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会において食事提供を行う事業者等に対し、大規模イベント向け食品防御ガイドライン等を用い、食品防御についての助言を実施。・野生動物侵入対策の義務付けやエコフィードの加熱の厳格化を行った飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、改正法の施行に伴い、国から飼養衛生管理者に対する情報発信を強化。</li> <li>・豚熱（CSF）のまん延状況を踏まえて経口ワクチン散布計画を随時見直しつつ、効果的・効率的な取組及び捕獲強化の取組を引き続き実施。</li> <li>・CSFウイルスの浸潤状況に応じて予防的ワクチン接種推奨地域を随時適切に見直すとともに、ワクチンの生産体制の整備を実施。</li> <li>・ASF侵入防止のため、改正法により権限を強化された家畜防疫官による違法畜産物の摘発強化や関係省庁と連携した動物検疫に関する情報発信等の水際対策に加え、OIEや近隣諸国との連携を通じた衛生情報の共有等を引き続き推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、厚生労働省、消費者庁、財務省、環境省、法務省

【シート No.4】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2①農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ○地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○6次産業化の市場規模 4.7兆円(2013年度)→5.1兆円(2014年度)→ 5.5兆円(2015年度)→6.3兆円(2016年度)→ 7.1兆円(2017年度)→7.5兆円(2018年度) ○雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を408事業に交付見込み(令和2年3月現在)。 (これまでに1,443市区町村に対し創業支援事業計画を認定済。)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】 ・「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画は、これまでに2,563件を認定済(令和2年4月30日時点)。 ・「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携計画は、これまでに811件を認定済(令和2年2月14日時点)。 ・農林水産省と経済産業省が共催して、「共創の日2019シンポジウム」を開催し、農商工等連携の普及・創出の取組を推進。 【医福食農連携】 ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示するスマイルケア食に対して、地場産農林水産物を活用した商品開発等を支援。現在の商品数は青マーク(栄養補給食品)が182、黄マーク(そしやく配慮食品)が4、赤マーク(嚥下困難者用食品)が13(令和2年4月現在)。 【地理的表示保護制度】 ・令和2年5月現在、94産品をGIとして登録。 【異分野融合研究の推進】 ・革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用において、革新的な研究開発を推進し、令和元年6月、7月及び令和2年1月に研究発表会を開催。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】 ・引き続き業務用需要に対応したBtoBの取組の推進、「農泊」と連携した観光消費の促進、農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取組を重点的に支援。 【医福食農連携】 ・引き続き、平成29年度予算で作成した教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を促進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働きかけを実施。 ・引き続き、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食材を活用したメニュー開発等、食の健康都市づくりに関する取組に係る情報提供等を促進。 ・引き続き、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、SIP第2期「健康寿命の延伸を図る「食」を通じた新たな健康システムの確立」において、研究開発を推進。 【ローカル10,000プロジェクト】</p>

【シート No.4】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型事業を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大。</li> <li>【地理的表示保護制度】</li> <li>・G Iの海外との相互保護に向けた取組を推進。</li> <li>・G I登録申請を支援。G I制度を普及。</li> <li>【異分野融合研究の推進】</li> <li>・農林水産・食品産業と異分野との連携により知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に導く新たな産学官連携研究の仕組みである「知」の集積と活用による取組を重点的に支援し、異分野融合発展研究であるセルロースナノファイバー等の農林水産・食品産業への活用に向けた研究開発等の革新的な研究開発を推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

【シート No. 5】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>2②スマート農業の推進 8⑤スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を 実践</li> <li>・ 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割 削減</li> </ul>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>※「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」の進捗 状況の評価に当たっては、2020 年以降、農林業センサス等を基に行う予定。 ※次世代施設園芸拠点にかかる目標の進捗状況の評価に当たっては、各拠点の取組内 容及び進捗を踏まえて総合的に行うことが適当であり、現時点での評価は困難。</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p><b>【スマート農業の研究開発・現場実装の加速化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した高度な生産管理 やロボット農機などの研究開発を推進するとともに、2019 年か ら、スマート農業技術の現場導入・実証を全国で展開。</li> <li>・ 令和2年度補正予算として、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う 外国人材等の人手不足を解消するための現場導入・実証を推進。</li> <li>・ 「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」の適用範 囲に田植機と自走式草刈機を追加。</li> <li>・ 農業用ドローンの利活用拡大に向けて補助者配置の義務等の緩和、 農薬散布等のための飛行許可・承認に関する取扱いの見直しを令和 元年7月に実施。高度数m以下で運用される一部の携帯電話を利用 するドローンについて移動範囲を「全国」とした実用化試験局の免 許を交付。</li> <li>・ ドローンによる農薬の空中散布に係るガイドラインを策定・公開。</li> <li>・ 農業大学校等においてスマート農業のカリキュラム化を推進するた め、授業等で活用可能な教育コンテンツ作成を推進。</li> <li>・ 新たな商品・サービスの創出に向けたスマート農業新サービス創出 プラットフォームを令和2年4月に創設。</li> </ul> <p><b>【農業データ連携基盤】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年4月から、農研機構を運営主体として農業データ連携基 盤(WAGRI)の運用を開始するとともに、民間事業者がWAG RIを活用した農業者向けサービスの提供を開始。</li> </ul> <p><b>【林業イノベーション現場実装推進プログラム及び水産新技術の現場 実装推進プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新技術の現場実装を加速化するため令和元年12月に策定。</li> </ul> <p><b>【水産業データ連携基盤】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水産業データ連携基盤の構築に向け、有識者による検討ととりまと めを実施。</li> </ul> <p><b>【農業のデジタルトランスフォーメーション(農業DX)の実現】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産省の申請手続をオンラインで一元的に行う農林水産省共通 申請サービス(eMAFF)を構築し、2つの制度(※)について先行的に 開始(令和2年4月～)。 ※認定農業者制度(国・都道府県認定)及び経営所得安定対策等制度(9協議会)</li> <li>・ 「「デジタル地図」を活用した農地情報の管理に関する検討会」を 開催し、今後の対応方向をとりまとめ(令和2年3月)。</li> <li>・ 農業者が農林水産省と直接情報受発信を行うスマートフォン・アプ リケーション(MAFFアプリ)を構築し、運用を開始(令和2年5月)。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向</p>	<p>農林水産省で立ち上げた「スマート農業プロジェクト」での検討に 基づき、「スマート農業推進総合パッケージ(仮称)」を策定すると</p>

【シート No. 5】

<p>(主なもの)</p>	<p>ともに、以下の施策を展開。</p> <p><b>【スマート農業・現場実装の加速化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外国人材等の人手不足の解消や、ローカル5G及び最新技術の活用によるスマート農業技術の現場実証を推進。</li> <li>・野菜・果樹の収穫ロボットなどの研究開発を推進。</li> <li>・実証で得られたデータを分析し、農業者への情報提供を実施。</li> <li>・農業支援サービスに関する事例調査等を通じて、農業現場と農業支援サービスのマッチングを推進するとともに事業者が発信するサービスに関する情報を共通化するガイドラインを令和2年度に策定。</li> <li>・スマート農業技術の導入コストの低減に向けて、リース・シェアリング等による新たなビジネスモデルの育成や推進方策を示す「スマート農業推進サービス育成プログラム（仮称）」を作成。</li> <li>・スマート農業の実装化等を担うベンチャー企業の育成を推進。</li> <li>・農業高校・農業大学校等への研修用農業機械・設備の導入などスマート農業教育の充実化を推進。</li> <li>・自動走行に適した農地整備などスマート農業に対応した農業農村整備を展開。</li> <li>・「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」について、ほ場内での遠隔監視によるロボット農機の自動走行や小型農機にも対応するよう見直しを検討。</li> <li>・全国の農地区画データ情報（筆ポリゴン）をドローン等の自動航行ガイドデータとして活用する実証を実施。</li> </ul> <p><b>【農業データの活用促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフードチェーンプラットフォームの基礎的システムを立ち上げ、物流マッチングによる共同物流等の現場実証を推進。</li> <li>・農業ICT企業間のシステム・データ連携を促すため、業界と一体となった検討の場を立ち上げ、農業ICTサービスのオープンAPIの整備・実装を推進。</li> <li>・我が国のスマート農業技術やデータ連携の取組の海外展開に向けた情報発信を推進。</li> </ul> <p><b>【次世代施設園芸】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウスなどの従来型の既存ハウスも活用しながら、データを活用した施設園芸への転換を促進するため、生産性・収益向上につながる体制づくり、ノウハウの分析・情報発信等を支援。</li> </ul> <p><b>【林業イノベーション現場実装推進プログラム及び水産新技術の現場実装推進プログラム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同プログラムに基づき、取組を推進。</li> </ul> <p><b>【水産業データ連携基盤】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業データ連携基盤を2020年中に構築・稼働。</li> </ul> <p><b>【農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX）の実現】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）について、令和3年度からの本格運用を行うとともに、令和4年度までのオンライン化率100%を目指す。</li> <li>・デジタル地図を活用した農地情報の管理について、令和4年度からの運用開始を目指し、運用ルールや必要な予算要求などを検討。</li> <li>・MAFFアプリについて、今後配信情報の充実と機能の拡充を行う。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、総務省、内閣府（規制）、経済産業省、国土交通省</p>

【シート No. 6】

具体的施策 〈展開する施策〉	2③新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
関連する目標	2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
目標の進捗状況	168（産地化事業により形成された産地60地区とマッチング等の取組やその他の新たに形成された産地108地区の合計）
施策の実施状況 （主なもの）	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入等の実需者と連携した産地形成（60地区）や、コンソーシアムの形成に向けたマッチングや新技術の導入等の取組（192地区）等を展開。</li> <li>・「「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」の研究成果で、令和元年度に病害抵抗性の小麦やかんきつ、多収の飼料用米の品種を登録。</li> <li>・民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」による育種ビッグデータの整備及び育種基盤技術の開発を推進。</li> <li>・SIP第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（令和4年度まで）において一年中収穫できる大粒で甘いイチゴといった消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材の開発等を推進。</li> <li>・令和2年5月現在、94産品を地理的表示（GI）として登録。</li> </ul> <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、キルギスの5か国と共同研究を実施。各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の特性情報の解明等を行うことにより、国内の民間種苗会社等がそれら遺伝資源にアクセスできるネットワークを整備中。</li> </ul> <p>【和牛遺伝資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和牛遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産としての価値の保護強化を図るための家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が成立（令和2年4月）。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを推進。</li> <li>・引き続き、「「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」、「民間事業者等の種苗開発を支える「スマート育種システム」の開発」、SIP第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」、「ゲノム編集技術を活用した農作物品種・育種素材の開発」において品種・技術の開発・普及を推進。</li> <li>・GIの海外との相互保護に向けた取組の推進。</li> <li>・GI登録申請についての支援、GI制度の普及を促進。</li> </ul> <p>【和牛遺伝資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月に成立した家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律により、その流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護することに加えて、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源は事業者自らが守るという意識の醸成に向けた取組の充実を図り、これらの取組により不正な海外流出を防止する。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、経済産業省



【シート No. 7】

展開する施策	2④農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現 ○2018年度までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 109地区（H30年度）→141地区（R1年度）（※目標：100地区（H30年度）） ○バイオマス産業都市 83市町村（H30年度）→90市町村（R1年度）
施策の実施状況 （主なもの）	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進。令和元年度予算において、再生可能エネルギーの発電に関する個別相談（106件）、事業計画策定のサポートや再生可能エネルギー関連事業者とのマッチング（4地区）及び全国的な普及活動、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電並びに木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。</li> <li>・これらの取組の結果、令和元年度においては、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が32件新たに開始。また、7府省共同で7市町を新たにバイオマス産業都市に選定。</li> <li>・さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現化に必要な施設整備の支援を3件実施。</li> </ul> <p>【メタン発酵により発生する消化液等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度においては、食品廃棄物のバイオガス化による再生可能エネルギー創出並びにメタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥を地域で有効利用するための協議会設立・運営、肥料の肥効分析及び散布実証等のための活動を支援。</li> </ul> <p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等の地域の総力を挙げて、バイオマス及び廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。令和元年度に新たに8団体でマスタープランを策定。</li> </ul>
今後の施策の展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バイオマス活用推進基本法」や「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、関係府省との連携の下、バイオマスの利活用や再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向けた関連施策を推進。</li> <li>・マスタープラン策定の取組を全国に広げるとともに、地域エネルギーの事業化に向けて、マスタープラン策定団体に対する関係省庁タスクフォースによる支援を実施。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

【シート No. 8】

具体的施策 〈展開する施策〉	2⑤食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減させる目標を設定（家庭系食品ロスについても同様の目標を設定済）（令和元年 7 月）。</li> <li>・ 食品ロスを削減することを目標とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきりネットワーク協議会」（以下「協議会」という。）と共同で、自治体間の食品ロス削減施策の先進事例の共有、意見交換等を行う「食べきり塾」を福井県において開催（令和元年 8 月）。</li> <li>・ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行（令和元年 10 月）。</li> <li>・ 食品ロス削減月間（10 月）に、納品期限の緩和に取り組む小売事業者を公表するとともに、全国一斉に商慣習を見直すこと（納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化）を呼びかける運動を開始。また、小売事業者による啓発ポスターの掲示の推進、食品ロス削減の取組事例の公表、「食品ロス削減推進シンポジウム」や食品ロス削減のイベント、協議会と連携した「第 3 回食品ロス削減全国大会」（徳島県徳島市）の開催等を通じて、情報発信や消費者啓発を実施（令和元年 10 月）。</li> <li>・ 食品ロス削減に関する特設サイト「めざせ！食品ロスゼロ」を開設。シーズン毎のトピックをあげて啓発。（令和元年 12 月）</li> <li>・ 外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施（令和元年 12 月～令和 2 年 1 月）。</li> <li>・ 2 月の恵方巻きシーズンに、予約販売等の需要に見合った販売に取り組む食品小売事業者の公表や消費者向け PR 資材の提供を実施（令和 2 年 2 月）。</li> <li>・ 飲食店での持ち帰りを促進するための「New ドギーバッグアイデアコンテスト」を実施（令和 2 年 2 月～）。</li> <li>・ 関係大臣や有識者を委員とする「食品ロス削減推進会議」での検討を経て、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定（令和 2 年 3 月）。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い発生する未利用食品について食品関連事業者からの情報をフードバンクへ提供する取組や、学校給食の休止により発生した未利用食品の新たな販路の確保に向けたマッチング及びフードバンクへの寄附の支援を通じて、食品として有効活用する取組を推進（令和 2 年 3 月～）。</li> <li>・ 平成 29 年度食品ロス量（612 万トン：うち事業系 328 万トン、家庭系 284 万トン）を公表（令和 2 年 4 月）。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月閣議決定）に基づき、食品ロス削減に向けた取組を推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省

【シート No. 9】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>2⑥ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備 6⑥チェックオフ導入の検討 6⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 6⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策 6⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 8②肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増 ○2035年度までに和牛の生産量を30万トンまで拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>酪農：461件（2018年4月末）→472件（2019年4月末） 和牛：14.9万トン（2018年）</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜舎等について、利用の実態に応じた安全基準、安全基準の執行体制等を検討するべく「新たな畜舎建築基準等の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、令和2年5月に中間取りまとめを行った。</li> <li>・ 配合飼料価格安定制度の通常補填基金の借入金は令和元年度中に完済。</li> <li>・ 令和元年度補正予算において「加工施設再編等緊急対策事業」により、国内での需要が見込まれる品目への製造ラインの転換を支援し、乳業工場の機能を強化。</li> <li>・ 食肉流通再編・輸出促進事業により、国産食肉の生産・流通体制の強化を図るため、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①畜産農家・家畜市場の連携の下、家畜市場を近代的な市場に再編整備する場合の施設・機械等の整備を支援（1地区で事業参画を検討中）</li> <li>②畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者がコンソーシアムを組織し、食肉処理施設を再編整備する場合の施設・機械等の整備を支援（4地区で事業参画を検討中）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会の中間取りまとめを踏まえ、畜産業の国際競争力の強化に向けて畜産経営のコスト削減を図るべく、令和2年度中に、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備。</li> <li>・ 引き続き、「畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料増産対策」において、草地生産性向上、飼料生産利用体系効率化、国産飼料資源生産利用拡大対策を適切に実施。</li> <li>・ 令和2年度より農林水産研究推進事業「現場ニーズ対応型プロジェクト」において、大規模飼料生産体系における収穫作業の人手不足に対応する技術開発を推進。</li> <li>・ 引き続き、改正された畜産経営安定法に基づき、制度を適正に運用すること等により、生乳取引等の一層の多様化を推進。</li> <li>・ 牛乳乳製品に係る新商品開発や新規需要開拓等の取組を引き続き支援。</li> <li>・ 性判別技術・公共牧場等を活用した自家生産の取組強化や預託育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進。</li> <li>・ チェックオフ導入を要望する農水省所管の業界について、関係者間の検討が円滑に進められるよう、助言や情報提供等を実施。・ 配合</li> </ul>

【シート No. 9】

	<p>飼料価格安定制度の補填財源を確保し、引き続き、制度の安定的な運営に努める。併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用。</li> <li>・引き続き、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、乳業再編事業の活用などにより、中小乳業工場の再編の取組等を支援。</li> <li>・農業競争力強化支援法、乳業再編事業等を適切に活用し、事業者の再編の取組を後押しすることにより、酪農関連産業の構造改革に向けた施策を着実に実行。</li> <li>・引き続き、バターに係る小売店調査や定期的な実需者等との情報交換会等を実施することにより、需給情報を把握するとともに、輸入バターの売渡しについて最終消費までの計画を提出させることにより、流通実態の確認を適切に実施。</li> <li>・引き続き、酪農ヘルパーやコントラクター・TMRセンターの利用普及等、酪農の外部化と併せて、畜産経営体生産性向上対策事業（令和2年度当初予算）及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（令和2年度ALIC事業）により省力化機械の導入による労働時間削減を進めることとし、酪農家の労働負担軽減・省力化に役立つ機器の導入等を支援。</li> <li>・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業）により大規模経営のみではなく、中小規模の家族経営を含めた経営が増頭・増産を進められるよう、地域全体での増頭を推進。 特に生産基盤の維持・強化が急がれる都府県酪農においては、一定数の空きスペースのある既存牛舎も有効活用し、新たな施設投資を抑えながら、初妊牛の導入を進め、増頭を推進。</li> <li>・和牛生産量を大幅に増加させるため肉用牛経営・酪農経営の連携の下で行う、繁殖雌牛や和牛受精卵の増産、酪農経営における和牛受精卵の利用の促進等を推進。また、広大な草地を有する公共牧場の預託機能を活用した肉用牛生産を推進。</li> <li>・令和元年度補正予算により、畜産経営基盤継承支援事業を措置し、後継者不在の畜産経営と地域の担い手のマッチング、経営継承に必要な施設整備等を支援。</li> <li>・肥料メーカー等との連携の下、堆肥のペレット化等を推進し、広域流通等による耕種農家での堆肥等の利用の促進等を推進。</li> <li>・食肉流通再編・輸出促進事業の円滑な執行により、国産食肉の生産・流通体制の更なる強化を促進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、国土交通省

【シート No. 10】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等</p>
<p>関連する目標</p>	<p>2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>48.7% (H25) → 50.3% (H26) → 52.3% (H27) → 54.0% (H28) → 55.2% (H29) → 56.2% (H30) → 57.1% (R元) (※目標：80% (R5))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担い手の農地利用面積（農地中間管理機構（機構）以外によるものを含む。）は、令和元年度は2.3万ha増加（うち機構の転貸によるものは1.5万ha）。</li> <li>・ 農地中間管理事業の5年後見直しとして、(1) 地域の話合いの再活性化（人・農地プランの実質化）、(2) 機構の手続の簡素化、(3) 機構と円滑化事業の統合一体化等を内容とする農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（改正農地中間管理事業法）が令和元年11月及び令和2年4月に段階的に施行。</li> <li>・ 地域集積協力金の要件である機構の活用率を平場の5分の1に緩和し、中山間地域への対応を強化。（令和元年～機構集積協力金交付事業）</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正農地中間管理事業法に基づき、地域の関係者が一体となって、令和2年度に人・農地プランの実質化を話合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地の集積・集約化の具体化を順次進める。</li> <li>・ 機構に関連して創設された制度・事業の本格的な活用として、引き続き、農地中間管理機構関連農地整備事業（農業者の申請・同意・費用負担によらず、基盤整備を実施可能）や所有者不明農地対策（共有者の一部が不明である農地を簡易な手続で機構に貸し付ける制度）を推進。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、内閣府（地創）</p>

【シート No. 11】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3②多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入） 6③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備 8⑥農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○法人経営体数 12,511法人（平成22年） → 23,400法人（令和元年） ※令和元年農業構造動態調査により推計 ○40代以下の農業就業者数 31.1万人（平成25年） → 33.4万人（平成30年） ※「農林業センサス」、「新規就農者調査」により推計</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の徹底した話し合いにより担い手への農地集積・集約化を加速化させるため、人・農地プランの実質化を推進。</li> <li>・実質化された人・農地プランの中心経営体に位置づけられている者へスーパーL資金の金利負担軽減を措置。</li> <li>・認定農業者制度について、担い手の活動範囲の広域化が進んでいることを踏まえ、国又は都道府県が認定する仕組みを創設（令和2年4月1日施行）。</li> <li>・役員のグループ会社間での兼務という農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者について農地所有適格法人の要件（農業常時従事要件）の特例を認める仕組みを創設（令和元年11月1日施行）。</li> <li>・次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「農の雇用事業」について、令和2年度採択分からは働きやすい職場環境整備に関する要件を追加。また、障害者、生活困窮者、刑務所出所者等に関する加算措置を導入。</li> <li>②「農業次世代人材投資資金」について青年等就農計画の作成段階から専門家が指導する仕組み及び地域活動への参加等を要件に追加。</li> </ul> </li> <li>・生産現場等のニーズに即した研究開発に向け、明確な開発目標の下、農林漁業者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う農林水産研究推進事業「現場ニーズ対応型プロジェクト」において、現場ニーズを踏まえ令和2年度から新たに5研究課題を実施する。</li> <li>・若者の農業参入に向けて以下を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう見直しを実施。</li> <li>②農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討。</li> <li>③営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じた見直しを検討。</li> </ul> </li> <li>・幅広い世代の就農を促進するため、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」において、50代の就農希望者を対象とする研修機関における研修を支援。</li> <li>②「就職氷河期世代の新規就農促進事業」において、30～40代の就職氷河期世代に対し研修期間に必要な資金を交付。</li> <li>③リカレント教育のための研修施設の整備や研修の実施を支援（令和元年度補正予算：新規就農支援緊急対策事業）。</li> </ul> </li> </ul>

【シート No. 11】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職氷河期世代を含めた林業への新規就業者の確保・育成のため、就業ガイダンスやトライアル雇用等の取組を支援（令和元年度補正及び令和2年度当初予算：「緑の雇用」新規就業者育成推進事業）。</li> <li>・就職氷河期世代の新規就業に向けた研修を後押しするため、研修期間に必要な資金を交付（年齢要件の緩和：45歳未満→50歳未満）。また、通信教育等を通じたリカレント教育の受講を支援するとともに、漁業現場での長期研修受入れを支援（令和元年度補正予算：漁業担い手確保緊急支援事業、令和2年度当初予算：漁業人材育成総合支援事業）。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、人・農地プランの実質化の取組を推進するとともに、施設整備等の支援策をプラン実質化に取り組む地域に重点化。</li> <li>・引き続き、農業経営相談所を中心として、法人化その他の相談内容に応じた専門家で構成される支援チームによる伴走支援を行いながら、農業経営の改善を図る取組を支援。</li> <li>・引き続き、農業次世代人材投資資金の交付終了者の経営状況調査等により、事業の検証・見直し等を行いながら、次世代を担う農業者の育成を推進。農業大学の専門職大学等への転換に向けた相談等に丁寧に対応。農業高校の教育環境の充実等を支援。</li> <li>・引き続き、次世代を担う農業者の育成を推進し、リカレント教育の充実を支援。</li> <li>・引き続き、普及指導員等に対する研修において、キャリアステージ等に応じてICT等の活用に関する講義を実施予定。</li> <li>・令和2年度スマート農業総合推進対策事業のうちデータ駆動型土づくり推進事業により、土壌診断データベースの構築等とともに、土づくりイノベーションの実装加速化に向け、生物性評価手法の検証等の取組を支援し、科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備。</li> <li>・引き続き、技術開発に関する現場ニーズを踏まえ研究課題化につなげるなど、実装までを視野に入れた技術開発を推進。</li> <li>・熟練農業者のノウハウの「見える化」について、農業データ連携基盤（WAGRI）の民間事業者による活用を促し、熟練農業者の技術継承に寄与する新たなサービスの創出を促進。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人手不足を解消するためのスマート農業技術の現場導入・実証を実施し、農業現場での農業高校生等の人材育成を推進。</li> <li>・引き続き、就職氷河期世代を含めた幅広い世代の農林水産業への新規就業者の確保・定着・育成の促進を支援。</li> <li>・特定技能制度による外国人材の円滑な受入れに向けて、技能試験の実施を進めるとともに、関係省庁や地方公共団体等と連携しながら、制度の周知等に向けた説明会を開催するなど、適正な受入れのための対策を強化していく。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、法務省</p>

【シート No. 12】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3③女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p><b>【農業女子プロジェクト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすく、快適に農作業ができる作業着等新たな商品やサービスの開発（令和元年10月：ワコールひざ腰サポートスパッツ、令和2年3月：モンベルフィールドもんぺ Women's）等を通じ、女性農業者の活躍を発信。 （令和2年4月現在 参画企業33社、教育機関7校、農業女子メンバー807名）</li> </ul> <p><b>【女性農業者のリーダー育成支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成するための研修を実施（令和2年度当初予算：女性が変わる未来の農業推進事業）。 （農業委員：12.1%（令和元年10月現在）、農協役員：8.4%（令和元年7月現在））</li> </ul> <p><b>【女性農業者の働き方改革支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人等における人材育成や労働環境の改善、家族のパートナーシップ経営、ワーク・ライフ・バランスの確立等に関する内容を詳しく解説したテキスト教材とポイント動画を使用してセミナーを実施。</li> <li>・女性農業者が働きやすい環境整備や女性農業者の活躍支援策等に関する情報を一元的に提供するポータルサイトを開設（令和元年11月）。</li> </ul> <p><b>【補助事業の周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の周知徹底を図るため、令和2年4月に作成したスマホにも対応した「女性農林漁業者向け支援策活用ガイド」を周知。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【農業女子プロジェクト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関と農業女子との連携による女性の新規就農者を育成する活動の展開、地域の女性グループ同士のネットワーク強化等により、農業女子の自主的な研究等の活動を推進。</li> </ul> <p><b>【女性農業者のリーダー育成支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、全国各地で女性の地域リーダーを育成するための研修を実施。</li> </ul> <p><b>【女性農業者の働き方改革支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援。</li> </ul> <p><b>【補助事業の周知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、意欲ある女性農業者が積極的に活用できるよう、女性農業者が活用できる補助事業をSNSや「女性農林漁業者向け支援策活用ガイド」等の活用により周知。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>



【シート No. 13】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>3④高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等 6⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○担い手によって利用される農地の割合 48.7% (H25) →50.3% (H26) →52.3% (H27) →54.0% (H28) →55.2% (H29) →56.2% (H30) →57.1% (R1)</p> <p>○担い手の米の生産コスト 全国平均：16,001円/60kg (2011年) →個別経営：11,294円/60kg (2018年) 組織法人経営：11,942円/60kg (2018年) (※目標：9,600円/60kg (2023年))</p> <p>※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体 (水稲作付面積15ha以上層) ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体 (平均水稲作付面積約22ha)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(令和元年7月1日施行)に基づき、所有者等による農業用ため池の届出や、都道府県による特定農業用ため池の指定等の取組を推進。</li> <li>・「土地改良法の一部を改正する法律」(平成31年4月1日施行)に基づき、土地改良区の運営基盤の強化を図るため、地方連合会による土地改良区への複式簿記導入のための巡回指導を実施。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化や畑地かんがい施設の整備を推進。</li> <li>・農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進。</li> <li>・農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進。</li> <li>・引き続き、集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、自然災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化・洪水被害防止対策と、ため池管理体制の構築による地域防災力の強化等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進。</li> <li>・引き続き、非常時における農業水利施設等の機能や安全性を確保す</li> </ul>

【シート No. 13】

	<p>るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池の決壊による周辺地域への被害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の適正な管理や都道府県が指定した特定農業用ため池に関する各種規定を着実に実施。</li> <li>・引き続き、「土地改良法の一部を改正する法律」（平成29年9月25日施行）に基づく事業の実施により、農用地の利用集積及び防災・減災対策を推進。</li> <li>・また、「土地改良法の一部を改正する法律」（平成31年4月1日施行）に基づき、複式簿記の導入などにより、土地改良区の業務運営の適正化を推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省

【シート No. 14】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>6①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し 3⑤経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等</p>
<p>関連する目標</p>	<p>2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>→個別経営：11,294円/60kg（2018年） 組織法人経営：11,942円/60kg（2018年） （※目標：9,600円/60kg（2023年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p><b>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</b>          ・スマート農業技術の開発・実証プロジェクトにおいて、業務用米等の生産コスト低減に向けた超多収品種の開発を推進中。          ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」において、中山間等にも対応する知能化した自動作業機・移動運搬システムの開発を推進中。          ・米の生産コスト削減に向けて、直播等の省力栽培技術や、ニーズに応じた多収性品種の導入等の取組を支援。</p> <p><b>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</b>          農業競争力強化支援法等に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、以下の取組等を実施。</p> <p>①本法施行後2年目の見直しを行い、支援対象事業に農業資材の卸売・小売事業（事業再編）、農業用ソフトウェア作成事業及び農業用機械の利用促進に資する事業（事業参入）を令和2年度から追加。</p> <p>②生産現場における農業資材調達方法の検討に資するよう、国内外の農業資材の供給に関する調査結果を令和元年8月に公表。</p> <p>③肥料については、第200回国会において、堆肥と化学肥料の配合を可能とする配合規制の緩和や原料管理制度の導入、表示基準の整備等を措置する「肥料取締法の一部を改正する法律」（令和元年法律第62号）が成立。</p> <p>④農薬については、農薬の安全性の一層の向上を図るため、改正農薬取締法に基づき、再評価制度を導入するとともに、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物の種類と含有濃度の設定を推進。</p> <p>⑤飼料については、安全を確認した上で、未利用資源の飼料としての利用を推進。</p> <p>⑥動物用医薬品については、海外試験データの受入れ、3府省での審議等の同時並行化等の承認審査プロセスの見直しに加え、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への見直しを実施。</p> <p>⑦海外において日本品種を保護するため、品種登録及び海外における権利侵害への対応を支援。また、植物新品種の海外流出を防止し、新品種の開発を促進するため、「種苗法の一部を改正する法律案」を第201回国会に提出。</p> <p><b>【全農の生産資材の買い方】</b>          肥料：高度化成肥料等の銘柄を大幅に絞り込み、銘柄当たりの生産数</p>

【シート No. 14】

	<p>量を大幅に拡大することで1～3割の価格引下げを実現。          農薬：メーカーから担い手に直接配送する大容量規格の品目数・取扱量を拡大することで約2～3割の価格引下げを実現。          農業機械：担い手ニーズを踏まえて機能を絞り込むことで100万円程度の価格引き下げを実現した大型トラクターの販売を進めるとともに、中型トラクターでも同様の開発要求を実施中。</p>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【生産資材価格の引下げ】</b>          農業競争力強化支援法等に基づき、生産資材の価格引下げを図るため、以下の取組を積極的に推進。          ・本法に基づく対象事業の再編・参入の取組の推進。          ・国内外の農業資材の供給に関する調査と調査結果の公表。          ・改正された農薬取締法に基づく農薬使用者や蜜蜂、生活環境動植物に対する評価の充実及び農薬の再評価の着実な実施。          ・「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行に向けた、堆肥と化学肥料の配合を可能とする配合規制の見直し等の新たな制度の周知と具体的な運用ルールの確定。</p> <p><b>【全農の生産資材の買い方】</b>          ・全農の自己改革の進捗状況について定期的なフォローアップを実施。</p> <p><b>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</b>          ・引き続き、第2期SIP「スマートバイオ産業・農業基盤技術」、スマート農業技術の開発・実証プロジェクト「業務用米等の生産コスト低減に向けた超多収系統の開発」において技術開発を推進。          ・多収品種・直播栽培等の技術とスマート技術を組み合わせた営農体系の導入を推進。          ・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストを削減。</p> <p><b>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</b>          ・引き続き、農業者と経済界との連携の下、コスト削減や生産性向上につながる先進的な技術や生産方式の実証を実施。          ・ICT制御や高度なセンシング技術等の農業現場における実証を進めつつ、実証が終了したプロジェクトの成果普及に重点化し、更なる生産性向上や競争力強化につなげていく方針。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、公正取引委員会、経済産業省</p>

【シート No. 15】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>4 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設（「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照） 6 ⑩飼料用米を推進するための取組 8 ④水田農業における高収益作物等への転換</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p><b>【日本型直接支払制度】</b> ・平成 30 年度の各支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）の実施状況を公表。（令和元年 6 月） ・令和元年度に中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払の施策評価を実施。</p> <p><b>【米政策】</b> ・米の需要に応じた生産・販売を一層推進するため、令和 2 年 1 月から 3 月まで「米取引の事前契約研究会」を開催。事前契約の拡大に向けた課題及び対応方向等について、中間取りまとめを行うほか、産地・生産者向けパンフレットを作成し、産地での説明に供した。</p> <p><b>【水田農業の高収益化】</b> ・令和 2 年度当初予算において、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に支援する仕組みを創設。</p> <p><b>【麦・大豆の増産】</b> ・省内に「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需の求める供給量・品質・価格の安定に向け、食品産業との連携強化、作付の連坦化・団地化等によるコスト削減、排水対策の更なる強化、土づくり等による収量向上等、必要な対策を検討。</p> <p><b>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】</b> ・省内に「災害等のリスクに強い農業プロジェクト」を設置し、収入保険について、ナラシ対策や野菜価格安定制度など、農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、令和 4 年を目途に必要な措置を講ずる旨を新たな食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）に明記。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【経営所得安定対策】</b> ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）に基づき、畑作物の直接支払交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策について、引き続き、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに実施。</p> <p><b>【日本型直接支払制度】</b></p>

【シート No. 15】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づき、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う。</li> <li>・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について、施行後5年経過後となる令和2年度に、法律の施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを検討。</li> </ul> <p><b>【米政策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年産以降においても、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①需要見通しや価格動向等についてきめ細かい情報提供</li> <li>②麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の作物の生産を支援することによる水田のフル活用</li> <li>③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネット</li> <li>④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援</li> <li>⑤地域の水田において、水田フル活用ビジョンの検討を行うといった重要な役割を担う農業再生協議会に対する支援</li> <li>⑥米取引の事前契約の拡大等を引き続き実施。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【飼料用米の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、飼料用米の生産コストの低減と飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進し、財政負担の抑制の観点も含めた飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現。</li> </ul> <p><b>【水田農業の高収益化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、令和2年度に創設した仕組みに基づき、国・地方公共団体等の関係部局が連携し、水田農業の高収益化に向けた取組を推進。</li> </ul> <p><b>【麦・大豆の増産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に、「麦・大豆増産プロジェクト」において、増産に向けた課題及び対策を検討。検討結果を基に、必要な措置を講じるとともに、キャラバン等による麦豆増産運動を展開。</li> </ul> <p><b>【総合的かつ効果的なセーフティネットの在り方検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に、「災害等のリスクに強い農業プロジェクト」において、関連施策全体の検証作業に着手。令和3年度に、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、令和4年を目途に必要な措置を講ずる。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省

【シート No. 16】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>5 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進 （「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）参照）</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正農協法に基づき、平成 31 年 4 月以降最初に招集される通常総会終了時より、全農協において、理事の過半が認定農業者、農産物販売や経営のプロにより構成。</li> <li>・令和元年度決算より、全中監査から会計監査人監査へ移行（貯金量 200 億円以上の全ての農協で会計監査人を選任済み）。また、会計監査人監査の義務付けがない、貯金量 200 億円未満の 83 農協のうち、8 農協が会計監査人を設置済み（なお、会計監査人を設置しない 75 農協については、農林中金・信連が監査代替的調査を実施）。</li> <li>・准組合員の事業利用について、事業利用量を把握するためのマニュアル（平成 28 年度作成）に基づく第 1 回調査結果を公表（令和元年 9 月）。</li> <li>・全国農協中央会は、令和元年 9 月 30 日、一般社団法人へ移行済み。また、全ての都道府県農協中央会は、令和元年 9 月末までに農協連合会へ移行済み。</li> <li>・「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂以降、現在までの信用事業譲渡実績は 8 農協。今後、1 農協が信用事業譲渡を予定。（令和 2 年 5 月末時点）</li> </ul> <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業の 5 年後見直しの一環として、農業委員会の役割として、人・農地プランの作成に向けた地域の話合いのコーディネーターを担う旨を明確化した改正農地中間管理事業法（令和元年 11 月施行）の役割が果たされるよう全国農業会議所等と連携して働きかけを行い、農業委員会の取組を推進。</li> <li>・令和元年度から新制度 2 期目の改選が始まり、農地利用最適化の推進役となる農地利用最適化推進委員の人数は、令和元年 10 月時点で 17,769 人となった。</li> <li>・農業委員会における委員の選任については、令和元年 10 月時点で、全体の農業委員 23,125 名のうち、女性の農業委員は 2,788 名で、女性を任命している農業委員会は 84%（平成 30 年 10 月時点 83.3%）、50 歳未満の青年農業委員は 1,581 名で、青年農業委員を任命している農業委員会は 56.1%（平成 30 年 10 月時点 62.8%）となっている。</li> <li>・農地利用最適化交付金に関して、成果実績に応じた委員報酬の引上げのための条例は令和元年 12 月末時点で、整備済み又は整備予定の市町村が 71.1%に達した（平成 30 年 12 月時点 69.3%）。</li> <li>・農業委員会改革の趣旨の徹底を図るとともに、農地利用最適化推進委員の現場活動が活発に行われるよう、各都道府県へのヒアリングや、農業委員会への直接訪問による指導・助言及び全国農業会議所が各都道府県農業会議や農業委員会に対して行う研修等における施策の周知を通じて、農地中間管理機構との連携、人・農地プランの話合いへの参加など最適化推進に向けた体制整備を促進。</li> </ul>

【シート No. 16】

<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。</li> <li>・改正農協法の規定に基づき、令和2年度も准組合員の事業利用調査を実施する。</li> <li>・引き続き、全農の新3ヵ年計画（平成31年3月策定）に基づき、農水省は、農業競争力強化を進める観点から、生産資材・農産物販売のほか、物流問題への対応、新技術活用、労働力支援等など幅広いテーマについて全農との対話を実施するとともに自己改革の取組をフォローアップ。</li> </ul> <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は約7割の委員会で新制度2期目の改選が行われることから、引き続き、女性・青年農業委員の積極的な登用を働きかける。</li> <li>・地域の話し合いのコーディネーターとしての役割が果たされるよう全国農業委員会ネットワーク機構等と連携して働きかけを行い、農業委員会の取り組みを促進する。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）</p>



【シート No. 17】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>6②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の 業界構造の確立 8⑨人手不足にも対応した食品流通の合理化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>—</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>—</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p><b>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業競争力強化支援法」に基づき、流通・加工業界の再編を促進（17件の事業再編計画を認定（令和2年4月末時点））。</li> <li>・令和2年6月の改正卸売市場法施行に向け、各卸売市場において生鮮食料品等の公正な取引環境を確保するための取引ルールを決定。</li> <li>・改正された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成31年2月施行）に基づき、広告等における地理的表示（GI）使用の規制、GI産品と誤認させるおそれのある表示の規制等、GIの保護を強化。</li> </ul> <p><b>【全農の農産物の売り方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年3月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表。平成30年度の主な進捗は、以下のとおり。</li> <li>①米穀：直接販売計画125万トン、買取販売計画50万トンを達成。</li> <li>②園芸：直接販売計画3,300億円、買取販売計画2,410億円を達成</li> <li>③輸出：全体で179億円（平成30年4月～平成31年3月実績。対計画比86%）</li> </ul> <p><b>【食品流通の合理化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーン全体で一貫した食品流通の合理化に向けた課題とその対応方策を検討するため、地方自治体、発荷主・物流業・着荷主等の団体からなる「食品流通合理化検討会」を令和元年11月に設置し、その検討内容を第1次中間取りまとめとして公表（令和2年4月）。</li> <li>・物流の効率化に向けた必要な共通ルール・体制を整備し、統一規格輸送資材（パレット、台車、フレコン）と関連機材の導入や管理体制構築を支援（産地生産基盤パワーアップ事業）。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業競争力強化プログラム」及び「農業競争力強化支援法」に基づき、引き続き、流通・加工業界の再編を進めるとともに、生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を着実に実行。</li> <li>・令和2年6月施行の改正卸売市場法に基づく卸売市場の認定を促進し、生鮮食品等の公正な取引環境の確保を進める。</li> </ul> <p><b>【全農の農産物の売り方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全農の自己改革の進捗状況について、定期的なフォローアップを実施。</li> </ul> <p><b>【食品流通の合理化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストックポイント（物流拠点）の整備・活用や集出荷場の集約等による共同輸送の取組を推進する。</li> <li>・トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフトを推進する。</li> </ul>

【シート No. 17】

	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期貯蔵に係る技術の実証・開発により産地のバッファ機能を拡大し、出荷の平準化を図る。</li><li>・統一規格の資材の導入による手荷役から機械荷役への転換や、卸売市場における商品の選別・搬送作業の自動化、RFID等の技術を活用した商品・物流情報のデータの連係・共有等により業務の効率化・省力化を図る。</li></ul>
府省庁名	農林水産省、内閣府、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

【シート No. 18】

具体的施策 〈展開する施策〉	6⑦収入保険制度の導入 8⑩激甚化する自然災害への対応の強化
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【収入保険制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者のニーズを踏まえ、補償の下限を選択することにより、保険料を最大約4割安くして加入できるタイプを新設、令和2年1月以降の契約から実施。</li> <li>・ 加入申請時の手続の簡素化、掛金の納付時期の柔軟化などの制度改善を実施。</li> <li>・ 令和2年度から、農業共済組合と行政、JA等の関係団体が推進体制を構築し、これまでアプローチが不十分だった農業者に対する加入推進の取組を支援する事業を措置（収入保険加入推進支援事業）。</li> </ul> <p>【激甚化する自然災害への対応の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年7月1日施行）に基づき、所有者等による農業用ため池の届出や、都道府県による特定農業用ため池の指定等の取組を推進。</li> <li>・ 非常時における農林漁業インフラの機能や安全性を確保するため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施</li> <li>・ 農業用ハウス災害被害防止計画を全都道府県で策定し、これを元に、農業用ハウスの保守管理や補強等の支援を実施（農業用ハウス強靱化緊急対策事業等）。また、災害時における停電への対応について、共同利用による非常用電源の導入を支援。</li> <li>・ 間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林及び公的主体による森林整備を実施（森林整備事業等）。</li> <li>・ 平成30年7月豪雨を踏まえて実施している複合防御型治山対策をはじめとする治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施（治山事業等）。</li> <li>・ 流通や防災上特に重要な拠点漁港における防波堤等の強化や主要電源の浸水対策、非常用電源の設置等を3か年緊急対策として実施（水産基盤整備事業）。</li> <li>・ 園芸施設共済について、令和元年6月より、共済加入を産地ぐるみで進める観点から、集団加入に適した掛金の大幅な割引パッケージの導入等により加入を推進。</li> <li>・ 収穫後に倉庫等で保管する農産物の被害に備えるため、収入保険や民間保険・建物共済への加入を促すチラシを作成し、農業者への普及を実施。</li> <li>・ 令和元年台風第15号や台風第19号等により被災した農業用ハウス、農業用機械の再建・修繕等を支援（強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型））。</li> <li>・ 令和元年台風15号や台風19号等により被災した農林漁業者の早期事業再開を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化により支援。</li> <li>・ 図面の簡素化等の災害査定効率化、査定前着工制度の活用促進による、被災した農地、農業用施設等の早期復旧の支援を実施。</li> </ul>

【シート No. 18】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した地方公共団体等へ国の技術職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。</li> <li>・令和元年台風15号や台風19号等の被災地において、スマート農業技術の活用により被災地の速やかな復興・再生が図られるよう、スマート農業の社会実装を加速化（スマート農業技術の開発・実証プロジェクト）。</li> </ul>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【収入保険制度の導入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、全国農業共済組合連合会等と連携し、農業者に対する加入推進の取組を実施するとともに、収入保険加入推進支援事業の活用等により、収入保険の普及推進・利用拡大に取り組む。</li> <li>・令和2年から、ナラシ対策、野菜価格安定制度、収穫共済など収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討し、令和4年を目途に必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p><b>【激甚化する自然災害への対応の強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援するため、人手が不足する被災地方公共団体への人的・技術的支援を強化。</li> <li>・農業者に対する事前防災対策や緊急災害情報の迅速な提供の仕組みを検討（MAFFアプリ等の活用）。</li> <li>・園芸施設共済について、令和2年9月より園芸施設の資産価値の10割まで補償の上限を引き上げる（現行は8割が上限）など更に補償の充実を図り加入を推進。</li> <li>・農業共済団体では、倉庫等に保管中の収穫した農作物に対する補償について、現行では建物総合共済の特約としているが、これを単独の共済事業として内容を拡充し、令和2年秋を目途に実施予定。</li> <li>・国で、損保会社や農業共済団体との意見交換会を開催し、今後、継続的に連携していく方策について検討・調整を進める。</li> <li>・引き続き農業水利施設の整備、ため池の改修、治山施設の設置や森林の整備のほか、漁港の耐震化など、農林漁業インフラに係る防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取組を進め、令和2年度までに必要な対策を完了又は概成するとともに、3か年緊急対策終了後もこれらの防災・減災、国土強靱化を中長期的に推進し、災害に強い農山漁村の創造に取り組む。また、ため池については、決壊による周辺地域への被害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく各種規定を着実に実施。</li> <li>・「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」等により、各都道府県の農業用ハウス災害被害防止計画に基づく適切な保守管理、補強等を引き続き推進。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No. 19】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>7①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進 6⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み 8⑦棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加 ○令和6年度までに中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29) →1,212万人 (H30) (※目標: 1,300万人 (R2)) ○地域資源活用地区 — (令和元年度)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の拡充・強化による地域コミュニティの活性化の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援(多面的機能支払)。平成30年度は、前年より2万7千ha増の229万3千haに取組面積が拡大。</li> <li>・中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を支援(中山間地域等直接支払)。平成30年度は、平成29年度から1.7千ha増の66万4千haに取組面積が拡大。集落戦略策定や集落機能強化等の取組を支援。</li> <li>・新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に基づき「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置したほか、有識者を交えた「新しい農村政策の在り方検討会」及び「長期的な土地利用の在り方検討会」を開催し、関係府省と連携した農村政策の進め方や実態把握・課題解決の仕組み、放牧や飼料生産等の多様な農地利用の在り方等について検討。</li> </ul> <p>【条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村振興交付金(山村活性化対策)により、山村振興法に基づく振興山村において、地域資源の活用を通じた所得や雇用の増大を図る取組を支援(令和元年度は88地区を支援)。</li> </ul> <p>【基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援(令和元年度は27地区を支援)。</li> </ul> <p>【地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域おこし協力隊(総務省)」と「田舎で働き隊(農林水産省)」は、「地域おこし協力隊」に名称を統一。派遣実績の一元的な情報発信、相互の隊員間の交流促進など一体的に運用。令和元年度は全国1,071自治体で5,503名の地域おこし協力隊が活動。</li> </ul> <p>【「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」の取組を推進】</p>

【シート No. 19】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『新「道の駅」あり方検討会』において、地方創生を更に加速する新たなステージについての提言と新規施策の具体化に向けた審議を行い、令和元年11月に『「道の駅」第3ステージ』の提言をとりまとめた。また、地方創生の核となる特に優れた企画を重点的に応援する重点「道の駅」の取組を令和元年度も実施し、新たに15か所を選定。</li> <li>・高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保や物流の効率化のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスについて、令和元年11月に道の駅「かみこあに」において、本格導入した。その他の地域でも長期間（1～2ヶ月程度）の実験を実施し、令和元年度は、全国3箇所を実施。</li> </ul> <p>【棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定）に基づき、中山間地域の所得向上を実現するため、農業農村整備事業等による基盤をはじめ、収益性の高い農業と棚田等の地域資源を活用した様々な取組を推進。</li> <li>・棚田地域振興法が令和元年6月に成立し、同年8月に施行。</li> </ul>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、農山漁村振興交付金により、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を推進する取組を総合的に支援</li> <li>・農村政策と土地利用に関する両検討会及び「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」における検討を経て、必要な施策を実施。</li> <li>・「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）」、「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）」、「農山漁村振興交付金（農林水産省）」の実施に当たっては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係府省間での相談窓口一本化による事業実施地区の調整等を行ってきたところであり、事業主体が活動しやすくなるような方策等について、関係府省が連携して、引き続き検討。</li> <li>・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。</li> <li>・「地域おこし協力隊」については、令和2年度において、全国サミットの開催、隊員・地方公共団体双方への研修の充実、サポートデスク設置による相談体制の確保、OB・OGネットワークづくりの推進等により、地方公共団体の自主的な取組を支援。</li> <li>・生活支援サービスの充実については、引き続き、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として、地域に不足する生活支援サービスの創出などの基盤整備を推進。</li> <li>・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、都道府県に基本計画の策定を、市町村に実施計画の策定をそれぞれ促し、農村地域の雇用創出を推進。また、各種支援施策の積極的な活用が図られるよう、引き続き周知。</li> <li>・中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>

【シート No. 20】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>7②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり</p>
<p>関連する目標</p>	<p>関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29) →1,212万人 (H30) (※目標：1,300万人 (R2))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援（平成30年度までに全国228地域の受入体制の整備を支援）。</li> <li>・内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。</li> <li>・農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、障害者等の雇用・就労を目的とした農業生産施設の整備等を支援（令和元年度は全国44地区を支援）。</li> <li>・国民的運動として農福連携を応援するため、各界の関係者により農福連携等応援コンソーシアムを設立。</li> <li>・「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、農山漁村の資源を活用した旅行商品開発等の取組を支援（令和元年度は、例えば山梨県北杜市において、農園での収穫体験等の旅行商品の磨き上げを支援）。</li> <li>・農用区域内に農家レストランを設置できる国家戦略特区について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正し、令和2年3月31日をもって全国展開。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携について、以下の取組を進め、全国的な推進を図る。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①戦略的プロモーションの実施等による認知度の向上</li> <li>②農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備</li> <li>③産業界や消費者等を巻き込んだ国民的運動による取組の輪の拡大</li> </ul> </li> <li>・引き続き、農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンド対応を一体的に推進。</li> <li>・観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用を検討していく。</li> <li>・今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、人材育成など地域が実施する取組を引き続き支援し、地域の観光振興・活性化に貢献していく。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制、地創）、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

【シート No. 21】

具体的施策 〈展開する施策〉	7③優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29) →1,212万人 (H30) (※目標: 1,300万人 (R2))
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰事業「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組の実施(平成26年から開始)に加え、優良事例の横展開の一層の推進及び優良事例地区の知名度向上を図る観点から、特設ホームページにおいて「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」選定地区の取組事例の紹介を行うとともに、選定後も意欲的に取組を続けている地区を選定し、発表等を行う「サミット」を開催。</li> <li>・農山漁村の振興に関する取組や地域資源などの優良事例約1,200件を農山漁村ナビにより情報発信(約1,000件を追加)。動画の掲載や地図検索機能を拡充。デジタル広報を実施。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事例の選定に加え、これまでの選定地区の取組のさらなる発展や拡大を目的とし、地方における連携の構築・強化を図るイベントを開催。</li> <li>・選定地区の取組の更なる知名度向上のため、特設ホームページにおいて情報発信を強化。</li> <li>・農山漁村ナビについて、掲載事例を更新・拡充するとともに、検索時間の短縮などユーザーの利便性向上等に取り組み、サイトの質の向上を図る。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省



【シート No. 22】

具体的施策 〈展開する施策〉	7④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29) →1,212万人 (H30) (※目標: 1,300万人 (R2))
施策の実施状況 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農地の有効な活用を図るため都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成31年3月末の認定等の実績: 42件、8ha)等に基づく都市農地の貸借について相続税納税猶予が継続するよう措置。</li> <li>・農山漁村振興交付金(都市農業機能発揮対策)において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援</li> <li>②都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出</li> <li>③近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援</li> <li>④現場から情報発信するための広報活動の支援</li> <li>⑤防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援</li> </ul> </li> <li>・社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和するとともに、交付対象事業に地方公共団体及びみどり法人が都市農地貸借法等により生産緑地を借りて開設する市民農園を追加。</li> <li>・モデルとなる都市農業者の取組等をまとめたビジネスモデル事例集を作成し、周知。</li> </ul>
今後の施策の展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の適切かつ円滑な運用を図りつつ、農林水産省と国土交通省が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の保全及び有効活用のための取組を推進。</li> <li>・ビジネスモデル事例集の横展開を図るとともに、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用したマッチングに関する事例集を作成し、現場へのノウハウの浸透を促進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、国土交通省

【シート No. 23】

具体的施策 〈展開する施策〉	7⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28) →1,187万人 (H29) →1,212万人 (H30)
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【歴史や伝統ある棚田や疎水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、地域の創意工夫を活かした取組の実施に向け、棚田地域振興法（令和元年8月施行）に基づき、関係省庁で連携して総合的に支援。</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金により、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を支援（平成30年度は、平成29年度から1.7千ha増の66万4千haに取組面積が拡大）。また、令和2年度より、棚田地域振興法の施行を踏まえた対象地域への指定棚田地域の追加や棚田地域振興活動の支援の拡充。</li> </ul> <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により、地域の活動計画策定や農産物の加工・販売施設の運営など農山漁村の維持・活性化に資する取組を支援（令和元年度は全国137地域協議会を支援。）。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、引き続き関係省庁で連携して総合的に支援。</li> <li>・中山間地域等において農業生産活動の継続的な実施が図られるよう、引き続き中山間地域等直接支払交付金により支援。</li> <li>・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援。</li> <li>・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。</li> <li>・国土レベルでの生物多様性保全上重要な里地里山については、引き続き、環境省ホームページやパンフレット「重要里地里山500」によりPRを行い、多様な主体による保全活用の実行性を高める取組の推進・拡大等を実施。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、環境省、内閣府、総務省、文部科学省

【シート No. 24】

具体的施策 〈展開する施策〉	7⑥持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
関連する目標	持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創出
目標の進捗状況	平成 29 年度から令和 2 年 4 月までに農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、535 地区を支援
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農泊の実施体制の構築、地域資源を活用した食事メニューや体験・交流プログラムの開発、農家民宿や古民家等の整備への支援を行うとともに、優良地域の国内外へのプロモーションを実施。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農泊の推進による農山漁村の所得向上と雇用の創出を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための体制整備、これまで開発した宿泊・食事・体験交流プログラムの一層の質の向上を図る取組、オンライン予約サイトへの登録促進、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設等の整備等への支援を行うとともに、こうした着地整備等を行った上で、日本政府観光局（JNTO）と連携した情報発信などの国内外へのプロモーションを行う。</li> <li>・このほか、漁業地域における「渚泊」については、集出荷機能等の集約により活用可能となった漁港ストックを最大限活用し、体験交流の促進やそのための施設の整備等を推進するとともに、地元漁業関係者や民間企業、大学といった多様な事業主体との連携を通じて、ビジネスとして実施するための体制を強化する。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、観光庁

【シート No. 25】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>7⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○ 2018 年度にジビエ利用のモデルとなる地区を 12 か所程度整備し、2019 年度にジビエ利用量を倍増</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○ジビエ利用量 1,283 トン (H28) →1,629 トン (H29) →1,887 トン (H30)</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害対策の中心となる鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊について、被害市町村等での意見交換会の開催や優良事例の普及啓発活動を実施することにより、設置市町村が 1,203 市町村まで増加（鳥獣被害対策実施隊設置市町村 平成 25 年 10 月末時点：745 市町村 →令和元 10 月末時点：1,203 市町村）。</li> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策交付金により、特措法に基づく市町村の被害防止計画に即した全国各地での地域ぐるみの取組を継続的に支援。特に、令和元年度からは、ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」について、令和2年度からは捕獲従事者への現場研修、侵入防止柵の再編整備等の取組について、新たに支援。</li> <li>・ ジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を令和元年度に倍増させる目標とこれに向けた対応方針を取りまとめ（平成 29 年 5 月 23 日農林水産業・地域の活力創造本部）。同対応方針に基づき、ジビエ利用モデル地区を 16 地区整備。</li> <li>・ 国産ジビエ認証制度を平成 30 年 5 月に制定し、認証機関として 2 機関を登録、認証施設として 14 施設を認証（令和 2 年 4 月末時点）。</li> <li>・ 更なるジビエ利用拡大に向けて、有識者ヒアリングを踏まえた対応方向を検討（令和元年 6 月 18 日ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議）。</li> <li>・ 飲食店等でジビエメニューを提供する全国ジビエフェアを平成 30 年度から開始し、令和元年度では 1,291 店舗が参加（令和元年 11 月～令和 2 年 2 月開催）。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等による鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、多様な主体の被害対策への参画を促進するとともに、戦略的に各種対策を組み合わせることにより鳥獣被害対策の抜本的な強化を図る。</li> <li>・ 処理頭数の増加、未利用部位の活用、ペットフード利用等により、ジビエ利用量を増加させ、令和元年度の水準から令和 7 年度までに倍増（4,000 ト）させることを目標とする。</li> <li>・ 目標達成に向け、需要開拓や国産認証制度の普及を図りつつ、人材育成やモデル地区の取組の横展開を進めるなど安全・安心なジビエの供給体制の整備を推進する。併せて、利用者向け産地情報のネットワーク化に取り組む。</li> <li>・ 今後とも関係省庁が連携して鳥獣被害対策及びジビエ利活用を推進する。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省</p>

【シート No. 26】

具体的施策 〈展開する施策〉	8③新たな需要に応える園芸作物の生産体制強化
関連する目標	2030年までに加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）を145万トン（2018年98万トン）まで拡大
目標の進捗状況	98万トン（2018年）（※目標：145万トン（2030年））
施策の実施状況 （主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出や加工・業務用等の新たな需要に応える園芸作物の生産体制の強化に向けて、新たに、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業用ハウスや樹園地等の経営基盤の継承の円滑化</li> <li>②農業者・産地と協働して新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化</li> </ul> </li> <li>等の取組を支援（令和元年度補正 産地生産基盤パワーアップ事業）。</li> <li>・新たな「果樹農業の振興を図るための基本方針」及び「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を公表（令和2年4月）。</li> <li>・平成31年4月～令和元年10月開催の中国・北京国際園芸博覧会に政府出展し、多様で高品質な日本産花きの情報を発信。</li> <li>・牛ふん堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援（令和元年度補正 産地生産基盤パワーアップ事業）。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 （主なもの）	<p><b>【野菜】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①水田を活用した加工・業務用野菜の産地化</li> <li>②複数産地の連携等による周年供給体制の構築</li> <li>③地縁的なまとまりにとらわれず生産の安定化・供給量調整等を行う新たな生産事業体の育成等を推進。</li> </ul> <p><b>【果樹】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①省力樹形の導入等による労働生産性の向上</li> <li>②平坦で作業条件のよい水田等を活用した新産地の育成</li> <li>③苗木・花粉等の生産・供給体制の強化等を推進。</li> </ul> <p><b>【花き】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①労働生産性向上に対応した新品種・新技術の開発・普及、暑熱対策等による周年供給体制の確立</li> <li>②国際園芸博覧会やインバウンド等を活用した海外需要の創出</li> <li>③日常生活における花きの利用拡大等を推進。</li> </ul> <p><b>【土づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛ふん堆肥等の活用による土づくりを推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省

【シート No. 27】

具体的施策 〈展開する施策〉	8⑧食品関連・ベンチャー企業等との連携強化
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況 (主なもの)	<p>【先端技術を活用した農作業支援等の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）により、食品関連等の事業者が、農業者等と協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備を支援。</li> </ul> <p>【輸出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）が成立し、令和2年4月1日に施行。</li> </ul>
今後の施策の 展開方向 (主なもの)	<p>【先端技術を活用した農作業支援等の取組を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）により、食品関連等の事業者と農業者等が協働で行う取組を引き続き支援。</li> <li>・産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金において、先端技術を用いた農業支援サービス事業者がより取り組みやすくなるよう見直しを検討。</li> </ul> <p>【輸出事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画の認定を実施。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、財務省

【シート No. 28】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9①新たな森林管理システムの構築と木材生産流通構造改革等</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万<sup>3</sup>mに増加(2009年:1,800万<sup>3</sup>m) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万<sup>3</sup>m(2009年)→3,000万<sup>3</sup>m(2018年) (※目標:4,000万<sup>3</sup>m(2025年)) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額2,500億円(2015年)→3,200億円(2018年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【新たな森林管理システム】 ・平成31年4月に森林経営管理法が施行。森林所有者の意向確認を行うなど、全国の市町村で森林経営管理制度に着手。 【木材生産流通構造改革等】 ・改正された国有林野の管理経営に関する法律が令和2年4月1日に施行され、国有林野の一定区域で、一定期間・安定的に樹木を採取できる仕組みである樹木採取権制度がスタート。制度開始にあわせ、パブリックコメントを実施して作成したガイドラインを公表。 ・災害の激甚化や木材の効率的な輸送といった課題に対応するための路網整備のあり方を検討する「今後の路網整備のあり方検討会」を開催。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p>【新たな森林管理システム】 ・引き続き、林業成長産業化総合対策や森林整備事業において、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、造林コストの低減に資する主伐・再造林の一貫作業を推進。また、新たな森林管理システム(森林経営管理制度)を円滑に運用するための技術者養成等により、市町村等の支援体制を構築。 【木材生産流通構造改革等】 ・林業の成長産業化に向けた改革の工程表(平成30年4月18日開催の未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ合同会合資料)に基づき、引き続き、以下の取組を推進。 ①原木生産の集積・拡大(意欲と能力のある林業経営者の育成促進、素材生産業者の出荷ロットの大規模化支援、条件の良い人工林等に対する路網整備の重点化、高性能林業機械の導入推進、森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ等) ②流通全体の効率化(SCM推進フォーラム設立等簡素で効率的なサプライチェーン構築の全国展開、関係者のマッチングを推進するデータベースの活用促進、コーディネーター育成・活動支援等) ③加工の生産性向上(製材工場、合板工場等の生産性向上等の推進支援、加工機械等の開発等) ④木材の需要拡大・利用促進(木材利用促進の環境整備に向けたビ</p>

【シート No. 28】

	<p>ルダーへの働きかけ、外材や他資材からの代替需要獲得に向けた技術開発、バイオマス利用促進に向けた地域内エコシステムのモデル構築、高付加価値木材製品の輸出拡大等)</p> <p>⑤令和2年度予算として引き続きスマート林業構築推進事業を措置し、森林施業の効率化・省力化や需給マッチングの円滑化に向け、令和元年度に選定した7地域に加え、新たなモデル地域を選定し支援を行うとともに取組成果の普及展開を推進</p> <p>・樹木採取権制度について、当面10か所程度でパイロット的に区域を指定するとともに、併せて、地域の取組として、大規模なものも含め新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、国土交通省



【シート No. 29】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9②CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万m<sup>3</sup>に増加（2009年：1,800万m<sup>3</sup>）          ○CLT（直交集成板）について2024年度までに年間50万m<sup>3</sup>程度の生産体制を構築          ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800万m<sup>3</sup>（2009年）→3,000万m<sup>3</sup>（2018年）          （※目標：4,000万m<sup>3</sup>（2025年））          ○CLTの生産体制：0万m<sup>3</sup>（2013年）→8万m<sup>3</sup>（2019年）          （※目標：10万m<sup>3</sup>（2020年）、50万m<sup>3</sup>（2024年））          ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500億円（2015年）→3,200億円（2018年）          （※目標：2,500億円を倍増（2028年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p><b>【CLT等の普及加速化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催（令和元年9月）するとともに、CLTの普及に向けたロードマップに基づき、関係省庁が連携して普及促進の取組を実施。</li> <li>・令和元年度に、CLTを活用した建築物の建築、CLT製造施設の整備等に対する支援を実施。</li> <li>・令和元年度に、鉄骨とCLT床の接合部方法等の技術開発を支援。</li> <li>・令和元年度に、木造中高層建築の普及に向けて、設計者やゼネコン等を対象とした研修などを支援。</li> </ul> <p><b>【公共建築物の木造化・木質化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が全国の9割を超える市町村で策定（平成25年度末1,384市町村（79%）→令和2年3月末1,601市町村（92%））。</li> <li>・公共建築物の木造率（床面積ベース）は、法律が制定された平成22年度着工では8.3%→平成30年度着工では13.1%に向上。特に3階以下の低層の公共建築物では、同期間で17.9%→26.5%に向上。</li> </ul> <p><b>【地域材等を活用した建築物等の普及】</b>・民間建築物等における木材利用の促進に向けた、木材の需要者である建設事業者、設計事業者や実際にこれら建築物の施主となる企業が一堂に会する懇談会（ウッド・チェンジ・ネットワーク）において、低層小規模、中規模ビル、木質化の3つのWGを立ち上げ、課題解決に向けた取組を支援し、令和2年3月に第3回会合を実施。</p>
<p>今後の施策の展開方向 （主なもの）</p>	<p><b>【CLT等の普及加速化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国産材CLTの地方ブロックバランスを考慮した生産体制の構築、耐火性能の向上に向けた技術開発、実証的建築による施工ノウハウの確立、先導的建築への支援など普及の取組を総合的に推進。</li> <li>・中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士等の育成を引き続き推進。</li> </ul> <p><b>【公共建築物の木造化・木質化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が整備した公共建築物について、林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例等について調査等を行い、その結果を踏</li> </ul>

【シート No. 29】

	<p>まえ、各省への技術的助言や働き掛けを強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間部門（医療・福祉関係者等）が整備する施設が低層公共建築物の過半を占める状況を踏まえ、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化の取組を促進。</li> </ul> <p>【地域材等を活用した建築物等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の工務店、木材業者等の連携による地域材等を活用した建築物等の普及に向けた取組、一般流通材を用いた設計に係る研修等の取組を引き続き推進。</li> <li>・ウッド・チェンジ・ネットワークにおいて、木材利用に関する課題の特定や解決方策、木材利用に向けた普及のあり方等について協議、検討を行い、木材が利用しやすい環境づくり、日本全国に木材利用を広げていくプラットフォームづくりを推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省

【シート No. 30】

<p>具体的施策 (展開する施策)</p>	<p>9③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万<sup>3</sup>mに増加(2009年:1,800万<sup>3</sup>m) ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増(2015年:2,500億円)</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量:1,800万<sup>3</sup>m(2009年)→3,000万<sup>3</sup>m(2018年) (※目標:4,000万<sup>3</sup>m(2025年)) ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額:2,500億円(2015年)→3,200億円(2018年) (※目標:2,500億円を倍増(2028年))</p>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p><b>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</b> ・平成30年に624万<sup>3</sup>mの間伐材等由来の木質バイオマスを利用。 <b>【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】</b> ・令和元年度は、小規模施設によるセルロースナノファイバー(CNF)製造技術の確立やCNF等の先端技術を活用した自動車部材分野等でのCO<sub>2</sub>削減効果等の評価・検証、自動車や家電等に利用されるリグノCNFの一貫製造プロセスの技術開発、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の開発等を行った。 <b>【木材輸出の促進】</b> ・中国等におけるモデル住宅・モデルルームの活用等による日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組などへの支援を行ったほか、輸出先における木材製品の植物検疫や製品規格等の情報収集を実施(令和元年の木材輸出額は346億円)。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<p><b>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</b> ・引き続き、令和7年のパルプ/チップ用としての利用量のうち800万<sup>3</sup>mをエネルギー源として利用することを目標とし、木質燃料製造施設や木質バイオマスボイラー等の整備を支援。 ・また、「地域内エコシステム」(地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み)の構築に向け、協議会運営、技術開発等の取組を支援。 <b>【セルロースナノファイバー、改質リグニン等の新素材の研究開発等】</b> ・農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、原料段階から社会実装段階に至るCNF、改質リグニン等に係る研究開発を継続して実施。 ・令和2年度は、CNF、改質リグニンなど木の成分を使用した木質系新素材の開発と実用化に向けた技術移転の支援や農林水産業・食品産業への活用に向けた研究開発、CNF等を活用した製品の早期商用化に向けた支援、炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発、改質リグニンの実用化に向けた製造・利用技術の実証等に取り組む。 <b>【木材輸出の促進】</b> ・令和2年度は、日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動、付加価値の高い木材製品の輸出に向けた企業連携の取組等を支援。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省</p>

【シート No. 31】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>9④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○国産材の供給量を2025年までに4,000万<sup>3</sup>mに増加（2009年：1,800万<sup>3</sup>m） ○2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施 ○2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額を倍増（2015年：2,500億円）</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<p>○国産材の供給量：1,800万<sup>3</sup>m（2009年）→3,000万<sup>3</sup>m（2018年） （※目標：4,000万<sup>3</sup>m（2025年）） ○間伐等の実績：37万ha（2018年） （※目標：毎年52万ha） ○私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値生産額：2,500億円（2015年）→3,200億円（2018年） （※目標：2,500億円を倍増（2028年））</p>
<p>施策の実施状況 （主なもの）</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】・令和元年度に、林業関係者が主体となったシカの広域かつ計画的な捕獲等を実施するとともにその成果を普及するマニュアルを整備。 （シカによる森林被害緊急対策事業実施都道府県数：21（令和元年度））・令和元年度より、市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源となる森林環境譲与税の譲与が開始。</p>
<p>今後の施策の 展開方向 （主なもの）</p>	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】 ・引き続き、森林整備の低コスト化を図りつつ、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林、公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・引き続き、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や機能が低下した森林の整備等を実施。 ・引き続き、国土強靱化緊急森林対策を着実に推進。 ・引き続き、早生樹等優良種苗生産推進対策等により成長に優れた苗木等を引き続き開発・育成。また、森林整備事業により成長に優れた苗木等による再造林を行い、CO<sub>2</sub>吸収量の高い森林への転換を推進。 ・ICT等を活用した新たなシカ捕獲技術等の開発・実証とともに国有林野内の奥地天然林等において国土保全のためのシカ捕獲事業を実施するなど引き続きシカによる森林被害緊急対策事業を実施する。また、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等に取り組む。</p> <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】 ・令和2年度は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組について引き続き支援。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

【シート No. 32】

展開する施策	10①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2020年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量（食用）377万トン（H24年）→318万トン（H29年概算値） ※H24年の魚介類生産量（食用）について、目標策定時の376万トンは概算値、目標の進捗状況における377万トンは確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜の活力再生プラン」については、令和2年3月末時点で647地区で策定され、プランに基づく取組を実施。</li> <li>・資源管理の一層の高度化を図るため、以下の取組等を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成30年12月14日に公布された「漁業法等の一部を改正する等の法律」において、最大持続生産量（MSY）の達成を目標として資源を管理することとし、管理手法は数量管理を基本とする新たな資源管理システムを構築することを規定</li> <li>②資源管理計画について、適切な資源管理の推進を図ることを目的として、引き続き評価・検証を実施</li> </ul> </li> <li>・漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。</li> <li>・計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施し、生産額全体の7割を占める漁業者が加入。</li> </ul>
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進する。</li> <li>・新たな資源管理を推進するためのロードマップに基づき、減少している漁獲量を10年前（平成20年430万トン）と同程度まで回復させる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、資源評価のための調査を実施する。</li> <li>②漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。</li> <li>③令和3年度から改正漁業法に基づくIQ管理を順次導入し、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には、原則導入する。</li> </ul> </li> <li>・資源管理計画については、改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行するとともに、管理目標を定め、この達成を目指していく。・資源管理・収入安定対策に加入する担い手が漁業生産額のおおむね9割を担うような漁業構造の達成を目指す。</li> <li>・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い操業・生産体制へ転換する。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省

【シート No. 33】

展開する施策	10②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に増大(2012年:1,700億円)
目標の進捗状況	国産水産物輸出額1,700億円(平成24年)→2,873億円(令和元年)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)に基づき、以下の取組等を実施。</li> <li>①海外市場の拡大のため、JFOODOと連携し、香港や台湾におけるプロモーション活動を支援。</li> <li>②水産加工施設のHACCP対応等の推進のため、水産庁による水産加工施設のEU向け施設認定業務を開始。令和2年3月末現在までに水産庁において33施設、厚生労働省において42施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援。</li> <li>③流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を33%(平成30年度)に向上</li> <li>・輸出関係手続(検査、証明書発行等)の見直しによる輸出環境の整備。具体的には、中国向け、ロシア向け活水産物輸出に必要な検査要件等を緩和。また、大分県、宮城県の新加ポール向け活ガキ輸出に必要な衛生プログラムをシンガポール側に提出し、承認された。</li> <li>・水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組、国産水産物の加工・流通の改善と消費等拡大、EU・HACCPへの対応等を支援。</li> </ul>
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物の輸出に関連し、引き続き所得向上に向けた取組や水産エコラベル(MEL)等輸出先が求める認証の取得を推進。</li> <li>・JFOODOと連携し、引き続き日本産水産物の輸出拡大に向けた取組を支援。・流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(平成28年度)からおおむね50%(令和3年度)に向上。また、高度衛生管理型荷さばき所と冷凍・冷蔵施設等との一体的整備による集出荷機能の強化を推進。</li> <li>・養殖水産物の生産機能の強化を図るため、養殖の生産拠点として養殖場・漁港の一体的整備を推進。</li> <li>・米国向けブリのインポートトレランス申請、豪州向けサケ科魚類の輸出解禁協議など、水産物の輸出拡大に向けて輸出先国の規制の撤廃・緩和を働きかけ。</li> <li>・HACCPに沿った衛生管理の制度化に基づく取組を推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

【シート No. 34】

展開する施策	10③浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年（2010年度水準）に向上（2012年：28.4kg/人年）
目標の進捗状況	魚介類消費量28.9kg/人年（H24）→23.9kg/人年（H30概算値） ※H24年の魚介類消費量について、目標策定時の28.4kg/人年は概算値、目標の進捗状況における28.9kg/人年は確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。              （プライドフィッシュ：40都道府県・276魚種を選定済み（令和2年4月末）。              ファストフィッシュ：計22回の選定で、のべ706社3,342商品を選定（令和2年3月末）。</li> <li>・水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、令和元年12月末までに159者が登録済。</li> </ul>
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクト等の取組を推進。</li> <li>・引き続き、「浜の応援団」を募集するとともに、情報の発信を推進。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省

【シート No. 35】

展開する施策	10④水産政策改革の更なる推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定、別紙8）、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、以下の措置を実施。</li> <li>①平成30年12月14日に公布された「漁業法等の一部を改正する等の法律」に関し、必要な政省令等の整備や通知等の準備を実施。</li> <li>②改正漁業法により最大持続生産量（MSY）の達成を目標として資源を管理することとし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを構築、船舶毎の漁獲割当て制度（IQ）を整備。</li> <li>③電子的情報収集体制の構築を開始するとともに、スマート水産業の推進に向け、産学官による研究会を開催し、検討結果を提言としてとりまとめ。その一環として、漁協・産地市場からの水揚げデータの収集する体制の整備に着手。</li> <li>④高性能で居住性に優れた漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援。</li> <li>⑤養殖業成長産業化推進協議会での議論を経て、生産から販売・輸出に至る養殖業の成長産業化のための総合戦略を策定。その取組の一環として、融資の円滑化や養殖経営体へのアドバイス等金融仲介機能の発揮を促すことを目的とした養殖事業性評価ガイドラインを策定。</li> <li>⑥養殖振興に向けて、低コスト飼料の開発や大規模沖合養殖システム導入等を支援する事業を実施。</li> <li>⑦水産バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を図る取組を支援。</li> <li>⑧漁獲証明制度に関する検討会を開催し、制度の検討を実施。</li> <li>⑨近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組による航行を可能とする海技資格制度の見直しを実施。</li> <li>⑩魚病対策の迅速化を図るため、魚病に詳しい獣医師リストを作成し、都道府県の水産試験場へ共有。</li> </ul>
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年中の改正漁業法施行に向けて、引き続き現場への説明を行うとともに、適切な運用を図られるよう、ガイドラインの作成等を通じて必要な助言や指導を行う。</li> <li>・新たな資源管理システムを構築し、減少している漁獲量を10年前（平成20年430万トン）と同程度まで回復させる（平成30年331万トン→令和12年444万トン）。</li> <li>・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化・法制化の検討を進める。</li> <li>・スマート水産業の取組として、電子的情報収集体制の構築を図るとともに、引き続き、資源調査の拡充・整備等について円滑に実施する。</li> <li>・海洋状況表示システム「海しる」を活用し、赤潮や漁業権等の情報をマップ化する。</li> <li>・高性能漁船等の導入・実証等を進める。</li> <li>・養殖業成長産業化総合戦略に基づき、ブリ、マダイ、サーモン等を</li> </ul>



【シート No. 35】

	<p>「戦略品目」に指定して生産拡大を図るとともに、生産性向上、餌料の開発、魚病防止技術の開発、品種改良を実施する。また、事業性評価を行うことで、マーケットイン型養殖業の実現に必要な実証・普及を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖の生産拠点として養殖場及び漁港における養殖水産物の生産・流通に資する施設の一体的整備を推進する。</li> <li>・輸出を視野に入れ、物流の効率化、品質・衛生管理の強化等、流通構造の改革を進める。</li> <li>・A I、I C T、ロボット等の活用により、荷さばき、加工現場の自動化・低コスト化、高鮮度維持技術、トレーサビリティ導入等を通じて、情報流と物流を効率化し高付加価値化を実現する。</li> <li>・資源管理の徹底、I U U漁業の撲滅・適正な流通の確保等のため、トレーサビリティの出発点である漁獲証明制度に係る法制度を整備する。</li> <li>・水産物及び漁業生産資材の流通に関して、不適切な取組を未然に防止するためのガイドラインを策定する。また、養殖生産における委託生産に関する漁業法上の取扱いについて明確化する。</li> <li>・外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、引き続き、強力な水産外交を推進しつつ漁業取締体制を強化する。</li> <li>・密漁対策のための罰則強化の効果を最大限活かせるよう、関係機関と連携した取締りを推進するとともに、地域における密漁対策を支援する。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、内閣府

【シート No. 36】

<p>展開する施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11①復興交付金等を活用した施策の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進 ○漁港施設については2018年度までに復旧、海岸保全施設については2020年度までに復旧・復興を概ね完了 ○海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農再開可能な農地面積 18,150ha (2018) →18,390ha (2019) (※目標：約18,680ha (復旧対象農地19,760haの約95%) (2020) )</li> <li>・岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数 (部分的に回復したものを含む。) 319 漁港 (2018) →319 漁港 (2019) (※目標：319 漁港 (2018) を達成)</li> <li>・本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 400 地区 (2018) →449 地区 (2019) (※目標：624 地区 (2020) )</li> <li>・本復旧工事を実施した防災林 (復旧事業実施中のものも含む。) 延長162km (2017) →164km (2018) (※目標：164km (2020) )</li> </ul>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地について、復旧・復興を契機とした大区画化への取組を2019年度までに8,090haで実施。</li> <li>・海岸防災林について、災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等の工事について要復旧延長164kmすべてに着手し、このうち2019年度末時点で136kmについて完了した。</li> <li>・漁港施設について、水産基盤整備事業を措置し、水産物の流通拠点漁港において、2019年度までに8地区で高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を実施し、供用開始。また、2020年2月25日をもって、海産魚の出荷制限は全て解除され、全魚種を対象とした試験操業が行われている。</li> </ul>
<p>今後の施策の 展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地については、農地・農業用施設災害復旧等事業により、2020年度までに岩手県及び宮城県農地の復旧等を完了させるとともに、福島県の農地等については、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進。また、防災集団移転促進事業による高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備事業を引き続き実施。</li> <li>・海岸防災林については、災害復旧事業、治山事業により、引き続き、復旧・再生を支援。</li> <li>・漁港施設については、災害復旧事業、水産基盤整備事業により、引き続き、復旧・復興を支援。</li> <li>・食料生産地域再生のための先端技術展開事業については、2020年度も、被災地 (岩手県、宮城県及び福島県) に社会実装拠点を設置して、得られた成果を普及していくとともに、被災地の現状に応じた新たな課題に対応するため、実証研究を支援。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、復興庁</p>

【シート No. 37】

<p>具体的施策 〈展開する施策〉</p>	<p>11②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進</p>
<p>関連する目標</p>	<p>創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる</p>
<p>目標の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーム化による水産加工業等再生モデル事業（令和元年度）により、人材活用や販路開拓等、地域ごとの課題解決に向けて、複数事業者が連携して行う先進的な取組（8事業）を支援。</li> <li>・ 「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進。</li> <li>・ また、創造的な産業復興を実現するために、産業復興創造戦略の目標像の実現に向け、平成26年度から毎年度、取り組むべき産業復興施策として体系化し重点を取りまとめ。</li> </ul>
<p>施策の実施状況 (主なもの)</p>	<p>【東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波被災地域における農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了。また、このような復旧とあわせて、農地の大区画化など生産の効率化・高付加価値化の取組も進展。</li> <li>・ 漁業の水揚げや水産加工業の売上げは回復途上。</li> </ul> <p>【復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新しい東北」官民連携協議会の下、被災地で活動する多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進するとともに、きめ細かなハンズオン支援や意欲的な挑戦の情報発信に取り組んだ。</li> <li>・ 令和元年度被災地域企業新事業ハンズオン支援事業では、被災地の水産加工業等の販路拡大等を支援。（5グループ、16事業者）</li> <li>・ 協議会の下に設立した販路開拓支援チームでは、被災地の水産加工業等が抱える販路開拓等の課題の克服に向け、企業・団体間で連携を進める取組を実施。</li> </ul>
<p>今後の施策の展開方向 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、地震・津波被災地域農地等の整備の完了を目指すとともに、特に復旧が遅れている福島県における営農再開の加速化に向けて、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備の促進を図る。</li> <li>・ 引き続き、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を支援。</li> <li>・ これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。</li> <li>・ 令和2年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。</li> </ul>
<p>府省庁名</p>	<p>復興庁</p>

【シート No. 38】

展開する施策	11③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2012 年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（2020 年 3 月末現在 1,642 件）。</li> <li>・ 復興庁と関係府省庁とが連携し、各府省庁の庁舎内において福島県産品の販売などを行う復興支援のためのマルシェを実施（2019 年度は 16 府省庁にて実施。）</li> <li>・ 農林水産省と関係省庁が連携し、2012 年度から毎年、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2019 年度は 2～3 月にかけて発出）。・復興大臣が経済 3 団体のトップと面会し、被災地産品の利用等を要請（2020 年 2～3 月）。</li> <li>・ 被災地の水産加工業者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会」の開催を支援（2015 年度から開始。2019 年度は 131 者が参加）。</li> </ul>
今後の施策の展開方向	<p>【福島県産農林水産物の風評の払拭について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年度においても、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、①第三者認証 GAP、有機 JAS 認証等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。</li> </ul> <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年度においても、各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、厚生労働省のホームページ等で公表を実施（日本語・英語）。</li> <li>・ 2020 年度においても、インターネット等を活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。</li> <li>・ 2020 年度においても、関係府省庁が連携し、風評被害の実態調査等を活用しつつ、被災地から消費地へ重心を移して意見交換会等を実施。</li> <li>・ 2020 年度においても、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。</li> <li>・ 2017 年度に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、引き続き福島県産品の安全性や魅力等について関係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。</li> </ul> <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年度においても、「食べて応援しよう！」の取組を実施。</li> <li>・ 2020 年度においても、国際会議・展示会等での福島県産品の PR や福島県産品の販売等を実施。</li> </ul> <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年度においても、水産加工業の販路回復を支援。</li> </ul>
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省

## (参考) 農業所得、農村地域の関連所得の推移

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成37年 (2025)
農業所得 〔暦年〕	2.9兆円 (100)	2.8兆円 (96)	3.3兆円 (118)	3.8兆円 (128)	3.8兆円 (128)	3.5兆円 (119)	3.5兆円
農村地域の関連所得 〔年度〕	1.2兆円 (100)	1.3兆円 (108)	1.5兆円 (125)	1.8兆円 (150)	2.0兆円 (167)	—	4.5兆円

注：( )内は平成25年度を100としたときの値。

【出典】農業所得：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、農村地域の関連所得：農林水産省食料産業局調べ。